令和２年３月６日

事務連絡

各都道府県介護福祉士養成施設（実務者研修）担当

各地方厚生（支）局介護福祉士学校（実務者研修）担当

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

福祉人材確保対策室

実務者研修に係るQ＆A集の一部修正について

介護人材の育成・確保につきまして、平素より格段のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

　平成25年５月23日にお示しした「実務者研修に係るQ＆A集の送付について（その３）」（別添）について、今般、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（令和２年３月６日社援発0306第21号）及び「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」（令和２年３月６日元文科高第1122号・社援発0306第22号）の改正に伴い、以下の通り、一部内容を修正いたしましたので、管内養成施設等へ周知いただきますようお願いいたします。

【質問】

○通し番号３

看護師又は看護師養成所を修了した者であっても、450時間以上の教育内容をすべて受講するのか（履修免除はされないのか）

|  |
| --- |
| 回答 |
| （修正後）看護師、准看護師の資格を有する者については、免許証原本を確認の上、医療的ケアの科目の履修を免除することが可能です。 | （修正前）お見込みのとおり、原則どおり450時間の教育内容を受講して頂くことが必要です。 |